

一人暮らしのシニアが増えている。今は夫婦で暮らしているが、将来、一人になり、病氣や認知症になった際、財産管理や葬儀の準備などをどうしたらいい？。3人の女性が司法書士事務所を訪ね、どんな方法があるのか聞いた。

探検隊員は、いずれも大阪市西区に住む山口洋子さん(64)、馬場萬知子さん(63)、岡澄子さん(63)。訪問したのは大阪市北区の佐井康子司法書士事務所。佐井さんは司法書士・成年後見人の団体「リーガルサポート」に所属している。

成年後見制度は、判断能力が衰えた人を支援するために後見人を置く制度で、判断能力があるうちに自分で後見人を決めておくのが任意後見制度だ。佐井さんは、「リーガルサポート」の行っている任意後見契約の相談である見守り契約に力を入れている。

初めて耳にする「見守り契約」という言葉に、3人は二体、切をしてくれるの？。佐井さんは「見守り契約は、今をサポートします」と切り出して内容を説明した。

## 見守り契約

契約で、大切な財産の管理、病院や福祉施設選び、葬儀の仕方や墓のことなど、シニアに起こる様々な問題に対し、専門家として日常的に相談に応じるものだ。「子どももきょうだいがいなくても、財産やプライバシーのこととはなかなか打ち明けて相談しにくいものです」。詳しく知ら

# 一人暮らし 法律家がサポート

## 財産管理、施設選び 一対一で相談



司法書士の佐井さん(右から2人目)を囲んで見守り契約の説明を受ける(左から)山口さん、馬場さん、藤さん

### リーガルサポートの任意後見契約

本人の希望や将来の子女の働き方により	任意後見契約 (見守り契約)の締結 定期的に弁護士事務所や訪問で本人の状況を確認し、財産管理、施設選びなどで	本人の希望や将来の子女の働き方により
--------------------	--	--------------------

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を後見人が法的に支援する成年後見制度。将来に備えて、代わって法律行為をしてくれる後見人をあらかじめ自分で選んでおく任意後見と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所が後見人を選任する法定後見がある。

## 成年後見制度の 前段階として

後見人は本人に代わって、不動産や銀行金などの管理や生活支援を行う。リーガルサポートの任意後見契約は、司法書士と任意後見契約を結ぶためのものだ。

まだまだない通帳の保管場所や暗証番号などの情報を本人に代わって管理し、時には、銀行に同

行して金融商品の説明を受けたり、医療施設への対応の仕方をアドバイザーしたりする。

「費用が気になりますか？」という馬場さんには「一人一人に応じたサービスなので負担にならない金額を利用者と相談しながら決めていきます。」原さんが「どこからどこまでやってもらえるのかよくわかりません」と言うと、佐井さんは「元氣な間は相談相手としての見守り契約、体が不自由になったら財産管理、判断能力が衰えたら任意後見契約が始まります。さらに亡くなった後は、遺言など死後事務までトータルに支えます」。3人は「一人暮らしの人にとってはあるがたいサービスですね。将来に備えてぜひ考えてみたい」と話していた。

### 65歳以上の単身世帯 20年後37%

一人暮らしのシニアは今後も増え続けそうだ。国立社会保障・人口問題研究所が2008年に行った日本の世帯数の将来推計によると、65歳以上の世帯で一人暮らしが占める割合は、10年には29.7%だが、20年には33.2%、30年には37.7%となり、将来は「夫婦のみ世帯」を上回りトップになる見込みだ。

現在、契約を結んでいる大阪市の北区の女性が岡澄子司法書士事務所を訪ね、任意後見契約を結んでいくが、今は男女なので、見守り契約で支度している。毎月1万円、電話でサポートは毎月3000円(子を確認する1回3000円)ほか、3か月1回訪問(1回1万円)し、役所からの書類に日を通し、預かっている定期預金通帳の残高を記したコピーを

「行政の福祉サービスとどう違うんですか？」という山口さんの質問に対し、佐井さんは「法律家が1対1で継続的に関わることです。守秘義務があるので、情報は他に漏らすことはありません。」

(文・渡辺金一朗、写真・折田直也)